

## 質問及び回答

質問日	項目	内容	回答
令和8年5月29日	2 プロポーザルの概要 (4)開園施設 ②建設開始時期	<p>公募型プロポーザル実施要領3ページに、「建設開始時期 令和9年4月1日以降」と記載があるが、これは「就学前教育・保育施設整備交付金の対象となる建設工事は、令和9年4月1日以降に契約したもの」と理解し、交付金の対象とならない・対象としない土木・建設工事は、令和9年4月1日前に実施してもよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。            「就学前教育・保育施設整備交付金」の対象とならない工事等については、公募型プロポーザル実施要領10ページ「11 優先交渉者決定後の手続き(8)②」記載の所有権移転後に実施して差し支えない。</p>